

小金井市自殺対策計画の改定について

小金井市自殺対策計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、本市における実情を勘案して定める自殺対策を推進するための計画であるとともに、国の「自殺総合対策大綱」東京都の「東京都自殺総合対策計画」に対応するものです。

現行の小金井市自殺対策計画は、令和2年度から令和5年度までの期間となっていることから、今年1年間で改訂作業を行い、令和6年度に改定を行う予定です。

次期計画については、本市の保健福祉施策を総合的に推進するための計画である「保健福祉総合計画」の計画期間との整合を図っていくため、令和6年度から令和11年度までの6年間で計画期間とします。

計画名	年度																	
	平成24	25	26	27	28	29	30	31	令和2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
基本構想・基本計画	第4次前期				第4次後期				第5次前期				第5次後期					
保健福祉総合計画	5年					延伸	6年						6年					
地域福祉計画	5年					延伸	6年						6年					
健康増進計画□	5年					延伸	6年						6年					
障害者計画□	5年					延伸	6年						6年					
障害福祉計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年		
介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画	3年			3年			3年			3年			3年			3年		
自殺対策計画									第1次4年				第2次6年					